所管部課		総務部 総務管財課		部長	矢吹 勇一	
件 名		普通財産の売払いについて				
		Γ	区分	}	1審議事項	○ 2報告事項
関係	条例 規則	地方自治法第238条の5				
事項	部課 機関					
1. 要 旨 将来的に公用あるいは公共用として利用の見込みのない下記の普通財産を売払う。 (1)土地の所在等 東大和市芋窪五丁目1248番4(旧ごみ集積所) 畑 3.30㎡						
(2) 売払予定額 293,700円(89,000円/m²)						
(3) 効果及び影響 歳入の確保及び不要資産の圧縮をすることができる。						
2. 経 過(現時点に至るまでの経過) ・昭和63年4月8日、開発行為に伴うごみ集積所としての利用のため寄附を受諾 ・令和4年8月4日、隣接土地所有者より「市所有敷地の廃止及び廃敷の払下げ申請書」 を受領 ・主管課である環境対策課においてごみ集積所としての利用がないことから、用途廃止を 行い、隣接土地所有者に売却するものである。						
3. 留意事項(問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議報告後、売払い手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注:定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。